

【法令名称】金融による中国(上海)自由貿易試験区建設の指示に関する意見

【発布機関】中国人民銀行

【発布番号】銀発[2013]11号

【発布日】2013.12.02

【実施日】2013.12.02

【時限性】現行有効

【効力等級】部門規範性文書

【全文】

中国(上海)自由貿易試験区(以下「試験区」という)建設に関する中国共産党中央委員会、国務院の重要な戦略配置を貫徹し、試験区の建設を支持し、試験区の実体経済の発展を促進し、クロスボーダー投資及び貿易に対する金融支持を強化し、金融改革を推し進め、対外開放を拡大するため、ここに以下の意見を提出する。

一、全体原則

(一)実体経済に奉仕する金融を堅持し、貿易投資の利便化をさらに促進し、金融の対外開放を拡大し、試験区がさらに高いプラットフォームにおいて国際競争に参画することを推し進める。

(二)改革革新、先行試行を堅持し、人民元のクロスボーダー使用、人民元資本項目の兌換自由化、金利の市場化及び外貨管理などの領域における改革試行の推進に力を入れる。

(三)リスクコントロール可能、着実な推進を堅持し、「一項目が成熟したら一項目を推し進め」、適時に秩序よく試行を実施する。

二、リスク管理に有利な口座体制の革新

(四)試験区内の住民は、人民元・外貨自由貿易口座(以下「住民自由貿易口座」という)を開設することで帳簿別独立計算管理を実現し、本意見第三部分の投融资革新業務を展開することができる。非住民は、試験区内の銀行において人民元・外貨非住民自由貿易口座(以下「非住民自由貿易口座」という)を開設し、参入前国民待遇の原則により関連金融サービスを受けることができる。

(五)住民自由貿易口座と国外口座、国内区外の非住民口座、非住民自由貿易口座及びその他の住民自由貿易口座との間の資金の振替は自由に行うことができる。同一の非金融機関主体の住民自由貿易口座とその他の銀行決済口座間では、経常項目の業務、貸付金の返済、実業投資及びその他の規定に合致するクロスボーダー取引需要により、資金の振替を行うことができる。住民自由貿易口座と国内区外の銀行決済口座との間で発生した資金流動は、クロスボーダー業務管理と見な

す。

(六) 住民自由貿易口座及び非住民自由貿易口座は、クロスボーダー融資、担保などの業務を行うことができる。条件が整っている場合、口座内の人民元・外貨資金は自由に兌換することができる。区内の住民自由貿易口座及び非住民自由貿易口座の人民元送金・兌換のモニタリング体制を構築する。

(七) 上海地区の金融機関は、人民銀行の規定に基づき、試験区の帳簿別独立計算ユニットを設立することで、条件に合致する区内主体のために自由貿易口座を開設し、関連金融サービスを提供することができる。

三、投融資送金・兌換の利便化模索

(八) 企業のクロスボーダー直接投資の利便化を促進する。試験区におけるクロスボーダー直接投資は、上海市の関連規定により事前認可とリンクさせずに、直接、銀行においてクロスボーダー受払、兌換業務を行うことができる。

(九) 個人のクロスボーダー投資に便宜を図る。区内において就労し、且つ条件に合致する個人は、規定に基づき、証券投資を含む各種国外投資を展開することができる。個人が区内で獲得した合法所得は、納税後に対外的に支払うことができる。区内の個人事業主は、業務の必要に応じて、その国外の経営主体にクロスボーダー貸付を提供することができる。区内において就労し、且つ条件に合致する国外個人は、規定に基づき区内の金融機関において非住民個人国内投資専用口座を開設し、規定に基づき証券投資を含む各種の国内投資を展開することができる。

(十) 資本市場を着実に開放する。区内の金融機関及び企業は、規定に基づき上海地区の証券及び先物取引場所に参入して投資及び取引を行うことができる。区内企業の国外親会社は、国家の関連法規に基づき国内資本市場において人民元債券を発行することができる。市場の需要に応じて、区内における国際金融資産取引などを模索する。

(十一) 対外融資の利便化を促進する。経営上の必要に応じて、試験区内に登録した中国資本・外資企業、非銀行金融機関及びその他の経済組織(以下「区内機関」という)は、規定により国外から人民元・外貨資金を調達することができ、全方位の外債のマクロプルーデンス管理制度を整備し、有効な措置を講じて外債リスクを適切に防止する。

(十二) 多様化したリスクヘッジ手段を提供する。区内機関は、規定により真の通貨種類相応の、及び期限相応の管理需要を基に区内又は国外においてリスクヘッジ管理を展開することができる。条件に合致する区内企業が規定により国外証券投資及び国外デリバティブ商品投資業務を展開することを認める。試験区の帳簿別独立計算ユニットが区内又は国外機関に人民元・外貨の自由な送金・兌換を提供したことで発生したオープンポジションは、区内又は国外市場においてカバーヘッジを行わなければならない。試験区の帳簿別独立計算ユニットは、自身のリスク管理の需要を基に、規定により国際金融市場

のデリバティブツール取引に参加することができる。許可を経て、試験区の帳簿別独立計算ユニットは一定限度額において国内のインターバンク市場において貸借又はレポ取引を展開することができる。

四、人民元のクロスボーダー使用拡大

(十三) 上海地区の銀行業金融機関は、「自分の顧客を理解する」、「自分の業務を理解する」、「審査職責を果たす」の三原則のもと、区内機関(輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト内の企業を除く)及び個人が提出する受払指図により、経常項目、直接投資のクロスボーダー人民元決済業務を直接行うことができる。

(十四) 上海地区の銀行業金融機関は、区内の「支払業務許可証」を有し且つ許可業務範囲にネット決済が含まれる決済機関と業務提携し、決済機関の関連管理政策に従い、クロスボーダー電子商取引(貨物貿易又はサービス貿易)のために人民元決済サービスを提供することができる。

(十五) 区内金融機関及び企業は、国外から人民元資金を借り入れることができ、借り入れた人民元資金は、有価証券、デリバティブ商品への投資に充ててはならず、委託貸付に用いてはならない。

(十六) 区内企業は、自社の経営上の必要に応じ、グループ内で双方向の人民元プーリング業務を展開し、その国内外の関連企業のために経常項目の集中受払業務を提供することができる。

五、金利市場化の着実な推進

(十七) 係る基礎条件の成熟度に基づき、試験区の金利市場化体制の構築を推進する。

(十八) 区内居民自由貿易口座及び非居民自由貿易口座の人民元・外貨資金金利の市場化価格設定モニタリング体制を整備する。

(十九) 区内の条件に合致する金融機関を大口譲渡可能預金証書を優先的に発行する機構の範囲に組み入れ、区内において大口譲渡可能預金証書発行の先行試行を実現する。

(二十) 条件が整った時、区内一般口座の小額外貨預金金利の上限を開放する。

六、外貨管理改革の推進

(二十一) 試験区における本部経済及び新型貿易の発展を支持する。多国籍会社本部の外貨資金集中運営管理試行の企業範囲を拡大し、外貨プーリング管理をさらに簡素化し、国際貿易決済センターの外貨管理試行を推し進め、貿易投資の利便化を促進する。

(二十二) 直接投資外貨登記手続を簡素化する。直接投資における外貨登記及び変更登記を銀行に委譲し、事後の監督管理を強化する。取引の真実性及びデータ収集の完全性を保証することを条件

として、区内の外商直接投資における外貨資金の自由な人民元転を認める。

(二十三)試験区における国内外リースサービスの展開を支持する。金融類リース会社による国外リースなどの国外債権業務の逐次審査許可を取り消し、登記管理を実行する。許可を経て、金融リース会社及び中国資本のファイナンスリース会社の国内ファイナンスリースにて外貨リース料を受取ることを認め、航空機、船舶などの大型ファイナンスリースプロジェクトの代金前払手続を簡素化する。

(二十四)区内機関による国外への担保費用支払の際の認可を取り消し、区内機関は直接、銀行において担保費用の外貨購入・支払手続を行う。

(二十五)人民元転・外貨転管理を整備し、銀行が国内顧客に対してコモディティ商品の店頭デリバティブ取引を展開することを支持する。

七、モニタリングと管理

(二十六)区内金融機関及び特定の非金融機関は、法律法規の要求に従い、アンチマネーロンダリング、アンチテロ融資、反脱税などの義務を適切に履行し、遅滞なく、正確に、完全に人民銀行及びその他の金融監督管理部門に貸借対照表及び関連業務情報を報告し、且つ関連規定に基づき国際収支統計申告を行う。金融監督管理部門に協力してクロスボーダーの異常な資金移動に細心の注意を払わなければならない。

(二十七)上海市人民政府は、試験区総合情報監督管理プラットフォームの構築により、区内の非金融機関に対して監督管理を行うことができる。年度ごとに区内の非金融機関に対して評価を行い、且つ評価結果に基づき区内の非金融機関の分類管理を実施することができる。

(二十八)試験区の帳簿別独立計算ユニット業務は、その法人銀行の資本充足率に算入し計算し、流動性管理は自己均衡を原則として、必要な場合、その上級銀行が提供することができる。

(二十九)区内において金融マクロプルーデンス管理を実施する。人民銀行は情勢により判断したうえで、試験区の短期の投機性資本流動に対する監督管理を強化し、ひいては一時的な規制措置を採用することもできる。その他の金融監督管理部門との意思疎通・協調を強化し、情報をタイムリーに、十分に共有することを保証する。

(三十)人民銀行は、リスクコントロール可能、着実な推進の原則に基づき、係る細則を制定した後実施し、その他の金融監督管理部門のプルーデンス管理要求との関連付けを貫徹する。